ACSES ニュースレター_２４３９号（2023 年 1 月 13 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（21 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇ノザワが肥料「マインマグ」にアスベスト含有の可能性「高い」と発表　回収方法「検討中」〈Web 報道〉
◇水道水から基準の２倍の発がん性物質…土や地下水の浄化には「最大で５年」住民から不満の声　北海道室蘭市〈放送報道〉
◇同志社大学生ら大麻所持疑いで逮捕　事故起こし、大麻隠す様子を拘置所の防犯カメラが撮影〈新聞報道〉
◇工場、ごみ処理施設、倉庫火災：３件
◇その他の事故、事件
・マンホールから汚水あふれ出す 千葉県柏市で下水管工事のポンプ不具合 清掃続く〈放送報道〉
◇事故、事件の続報
・工場タンク転落死は熱傷性ショック　従業員、全身やけど〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・在宅酸素療法における火気の取扱いについて〈厚生労働省〉
・岐阜県、東海中央病院に行政指導　患者死亡の手術２件、医療事故かの判断手続きで再検討求める〈新聞報道〉
・ＪＡＸＡ理事長ら３人処分　宇宙飛行士・古川聡氏が代表の不適切研究／ＪＡＸＡ、古川聡飛行士をデータ捏造の監督責任で戒告処分…今年のＩＳＳ滞在は変更なし〈新聞報道〉
・株式会社バンザンに対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉
・東海大札幌の非常勤講師、17日にストライキ　雇い止め撤回など求め〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・福島第一原発１号機　１２日からサンプリング調査開始〈放送報道〉／堆積物のサンプリング作業中断　1号機内部調査　福島第1原発〈Web報道〉
・処理水放出、「今春から夏」開始　漁業者支援に基金500億円　政府〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道
[3] 職場における化学物質対策について〈厚生労働省〉
[4] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第５号）〈官報〉
◇日本医療におけるデジタル環境の「お寒い現状」　東京都医師会会長・尾﨑治夫〈放送報道〉
[5] 肥料
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 70 号）〈官報〉
◇生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 71 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 72 号）〈官報〉
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 73 号）〈官報〉
[6] 廃棄物関係

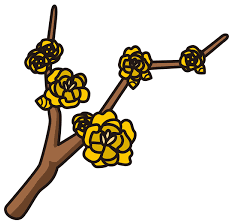

蝋梅（ロウバイ）

◇千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の附属書一及び附属書二の改正に関する件（外務省告示第９号）〈官報〉

［7］温暖化対策関係

◇米で「ガスコンロ禁止」の動き、健康被害と温暖化の懸念で〈Web 報道〉

［8］調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　１件

［9］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　５件

［10］その他

◇インフルエンザ、感染症関係：１件　　◇その他：１件

［付録］

◇ワクチン、PCR 検査、治療薬.....。コロナ医療費の「有料化」はいつから？　いくらになる？〈Web 報道〉

◇新型コロナ対策「他者に感染させないための措置」廃止を　もう一つあった専門家有志の提言 その画期的内容〈Web 報道〉

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇ノザワが肥料「マインマグ」にアスベスト含有の可能性「高い」と発表　回収方法「検討中」

＜ASIA PRESS International　2023 年 1 月 13 日＞

https://www.asiapress.org/apn/2023/01/japan/asbestos-135/

大手建材メーカー・ノザワ（神戸市）は 1 月 12 日、全国展開しているミネラル肥料「マインマグ」に強力な発がん物質であるアスベスト（石綿）を含有している「おそれが高い」と発表した。

◆一転し石綿含有「おそれ高い」

マインマグは「蛇紋岩を原料とするミネラル肥料」だが、その原料は石綿採掘後の廃棄物「鉱さい」であり、もともと石綿の 1 つ、クリソタイル（白石綿）を含む。それを「焼成」という熱処理により「無害化」した製品とされる。当然、無害化処理が不十分であれば、製品に石綿が含有されてしまう。

発表によれば、2022 年 3 月から 4 月に製造販売した「マインマグ C」および「マインマグ mini」の一部に「法令の基準を超える石綿が含まれているおそれが高いことが判明いたしました」という。

同社はマインマグ C およびマインマグ mini など関連 8 製品から同社および第三者機関の検査で「石綿が検出されたことはありませんでした」と改めて表明。現在、すべてのマインマグ製品の出荷を停止し、各製品について改めて第三者機関で石綿の有無を調べているとした。ただし石綿含有の詳細については具体的に言及していない。

製品を保有している場合、直ちに使用を中止し、2 重にしたビニール袋に入れて、テープなどで密封して廃棄せずに保管するよう呼びかけている。同社は製品回収の方法などについて「検討中」としており、改めて公表するとしている。

問い合わせは同社マインケミカル事業部（電話 0167-42-2231、午前 10 時～午後 8 時）、経理部 IR 室（電話 0120-952-774、平日午前 10 時～午後 5 時）まで。

筆者は同社オンラインショップで 2022 年 3 月に購入したマインマグ C とマインマグ mini を 3 つの分析機関で検査し、基準を超える石綿を含有していたことを 1 月 4 日にアジアプレス・ネットワークやヤフーニュースで報じた。同社は石綿含有を否定していたが、実際に含まれていた白石綿の顕微鏡写真を記事に添付していたことなどから、石綿含有を認めざるを得なくなったのだとみられる。

・ノザワが全国販売の肥料「マインマグ」からアスベスト　使用で吸う危険　違法製造・販売 10 年超か
＜ASIA PRESS International　2023 年 1 月 4 日＞
https://www.asiapress.org/apn/2023/01/japan/asbestos-135/
・北海道ノザワ工場から「ほぼ毎年」アスベスト飛散か　最大で住宅地の 150 倍超　環境省・検討会で指摘
＜ASIA PRESS International　2022 年 3 月 26 日＞
https://www.asiapress.org/apn/2022/03/japan/asbestos-121/

◇水道水から基準の２倍の発がん性物質…土や地下水の浄化には「最大で５年」住民から不満の声　北海道室蘭市

＜北海道放送　2023 年 1 月 12 日＞　https://nordot.app/986229719766073344?c=714456954377191424

室蘭市の給油所で、ガソリンが土壌に漏れ、水道水から基準を超える発がん性物質が検出された問題で、道は土壌を浄化するため、給油所の敷地を土壌汚染対策法に基づく「要措置区域」に指定したことがわかりました。

この問題は、室蘭市高砂町の給油所から、ガソリンが土壌に漏れ出し、周辺の水道水から国の水質基準の２倍に相当する発がん性物質ベンゼンが検出されたものです。

道は、汚染された土や地下水を浄化するため、今月６日付けで給油所の敷地を土壌汚染対策法に基づく「要措置区域」に指定しました。

道は、浄化の期間を「最大で５年」としていて、給油所を所有するエネオス北海道支店は、道の指導を受けながら土の除去や水質浄化の作業にあたります。

付近の住民

「今すぐに浄化しろというのが、常識じゃないかな。５年以内に浄化しろというのは、遅いのではないでしょうか」

エネオス北海道支店は「周辺の住民の不安を少しでも早く取り除くため、できるところは前倒しで作業したい」と話しています。

◇同志社大学生ら大麻所持疑いで逮捕　事故起こし、大麻隠す様子を拘置所の防犯カメラが撮影

＜京都新聞　2023 年 1 月 12 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/953419

京都府警伏見署は１１日、大麻取締法違反（共同所持）の疑いで、京都府京田辺市、同志社大学４年の男子学生（２２）と、京都市右京区、建設作業員の男（２３）を逮捕した。

２人の逮捕容疑は、共謀し昨年２月１１日午前６時２５分ごろ、京都市伏見区の路上で、液体の大麻２・３グラムを所持した疑い。男子学生は「男から電子たばこみたいなものを渡されて持っていた」と話し、男は「分かりません」と容疑を否認している。

伏見署によると、当時、２人が乗った軽乗用車が路上で単独事故を起こし、直後に男子学生が離れた場所に、大麻が入ったカートリッジを隠す様子が近くの京都拘置所の防犯カメラに写っていたという。

◇「工場が燃えている」名古屋・千種区で火災

＜テレ朝 news　2023 年 1 月 11 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000282957.html

11 日午後、名古屋市千種区で工場が燃える火事があり、現在も消火活動が続いています。けが人や逃げ遅れは、現時点ではいないということです。

消防によりますと、午後 4 時 45 分ごろ、千種区小松町で「工場が燃えている」などと複数の目撃者から 119 番通報が相次ぎました。

消防車など 29 台が駆け付け、現在も消火活動が行われていますが、けが人や逃げ遅れた人の情報は今のところ入っていないということです。

また周りの住宅、少なくとも 4 棟に延焼しているということです。

現場は地下鉄桜通線の吹上駅から東に 200 メートルほどの住宅街の一角にある看板を製造する会社の工場だということです。

◇ごみ処理施設の焼却炉から出火　炉を稼働させながら消火　京都・大山崎町
＜京都新聞　2023 年 1 月 13 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/954075
　12 日午前 11 時半ごろ、京都府大山崎町下植野の乙訓環境衛生組合のごみ処理施設で、焼却炉の投入口付近から出火、ごみ約 2 平方メートルが焼けた。焼却炉を稼働させながら消火した。乙訓消防組合などが原因を調べている。

◇八王子で倉庫火災 1 人けが　現在も消火活動続く
＜FNN プライムオンライン　2023 年 1 月 12 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/1a4e1e61a4817dc16cc779fd31dcc608bf35b1a9
東京・八王子市で 12 日午後、住宅の隣の倉庫で火事があり、1 人がけがをした。
午後 1 時半過ぎ、八王子市谷野町で「煙と火の手が上がっている」と、目撃者から 119 番通報があった。
警視庁や東京消防庁によると、火は、倉庫から出火したあと、隣の 2 階建て住宅などにも燃え移り、あわせて 8 棟およそ 430 平方メートルが焼け、午後 3 時過ぎ、ほぼ消し止められた。
この火事で、住宅に住む 20 代の男性が煙を吸うなどして、軽いけがをしたという。
午後 3 時 45 分現在も、消防車 37 台が出動し、消火活動にあたっている。

◇その他の事故、事件

・マンホールから汚水あふれ出す 千葉県柏市で下水管工事のポンプ不具合 清掃続く
＜チバテレビ　2023 年 1 月 12 日＞　https://nordot.app/986072018400919552
　千葉県柏市で 1 月 10 日、住宅街のマンホールから汚水が溢れ出ました。
　現在は解消していますが、市は消毒作業を続けています。
　柏市上下水道局によりますと、汚水が溢れ出たのは柏市増尾 4 丁目周辺で、10 日正午ごろ、住民からの連絡を受け、現場に赴いた職員が 4 か所のマンホールから汚水が溢れ出ているのを確認しました。
　このほか汚水が敷地内で溢れ出たり、下水が流れなくなるなどした住宅は、11 世帯に上り、水道局では一時、広報車などを使って周辺の約 1 万 2000 世帯に水を流すことを控えるよう呼び掛けました。
　水道局は原因について、付近での下水道施設の耐震工事のため、一時的に下水管を閉じ、ポンプで汚水を迂回させていたところ、ポンプに不具合が生じ汚水が溢れ出たとしています。
　10 日午後 9 時頃に解消しましたが、水道局では現在も清掃や消毒作業を続けています。

◇事故、事件の続報

・工場タンク転落死は熱傷性ショック　従業員、全身やけど
＜北國新聞　2023 年 1 月 12 日＞　https://www.hokkoku.co.jp/articles/-/959994
　富山中央署は 11 日、富山市荒川 1 丁目の医薬品製造販売「テイカ製薬」本社工場で 9 日にタンク内に転落して死亡した男性従業員を司法解剖した結果、死因は熱傷性ショックとみられると発表した。男性は全身の広範囲にやけどを負っており損傷が激しく、同署は引き続き、身元の特定を進めている。
　同署によると、男性が転落したタンクは幅約 1 メートル、高さ約 1・4 メートルの円筒状で、中には湿布薬の原料となる溶解液が入っていた。温度は 55 度だった。男性が溶解液を注入する作業中に誤って転落したとみられる。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・在宅酸素療法における火気の取扱いについて
（平成 22 年 1 月 15 日（令和 5 年 1 月 12 日「啓発リーフレット」及び「３．重篤な健康被害事例について」更新））
＜厚生労働省　2023 年 1 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I8cIX0zGNk3vCJSxY
＊この対策について、わかりやすくまとめた啓発リーフレットを作成いたしました。
「在宅酸素療法時は、たばこ等の火気の取扱いにご注意下さい。」
　　https://www.mhlw.go.jp/content/11125000/001036293.pdf
１．概要

酸素は、燃焼を助ける性質が強いガスです。このため、在宅酸素療法に使用する酸素濃縮装置、液化酸素及び酸素ボンベ（以下「酸素濃縮装置等」という。）については、その添付文書や取扱説明書等において、火気を近づけてはならない旨が記載されている他、酸素吸入時の火気の取扱いについて、一般社団法人日本産業・医療ガス協会がパンフレットや動画を作成・配布するなど、様々な注意喚起が実施されております。

しかしながら、酸素濃縮装置等を使用中の患者が、喫煙等が原因と考えられる火災により死亡するなどの事故が繰り返し発生しているため、改めて注意喚起を実施するものです。

なお、酸素濃縮装置等は適切に使用すれば安全な装置ですので、治療を受けている患者等へのご理解を宜しくお願いいたします。

２．在宅酸素療法を受けている患者やその家族等にご注意いただきたい事項

在宅酸素療法を受けている患者やその家族等は、酸素吸入時の火気の取り扱い等について、以下の点を十分に理解して、酸素濃縮装置等をご使用下さい。

１）高濃度の酸素を吸入中に、たばこ等の火気を近づけるとチューブや衣服等に引火し、重度の火傷や住宅の火災の原因となります。

２）酸素濃縮装置等の使用中は、装置の周囲２m以内には、火気を置かないで下さい。
特に酸素吸入中には、たばこを絶対に吸わないで下さい。

３）火気の取扱いに注意し、取扱説明書どおりに正しく使用すれば、酸素が原因でチューブや衣服等が燃えたり、火災になることはありませんので、過度に恐れることなく、医師の指示どおりに酸素を吸入して下さい。

３．重篤な健康被害事例について（日本産業・医療ガス協会 医療ガス部門まとめ（令和４年 11 月末時点））

火災事故原因別の分類

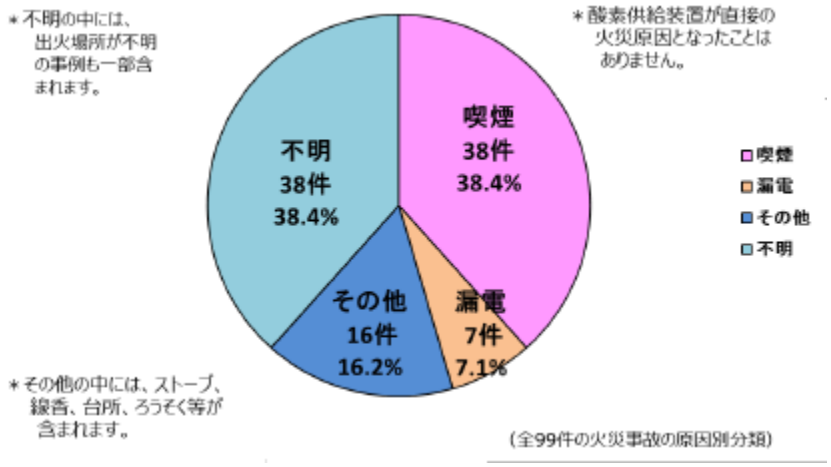

No	発生年月日	場所	年齢(性別)	被害状況	原因(推定含)	厚労省 HP 掲載年月
1～93	平成 15 年～ 令和 3 年 11 月			死亡 87 件、重症 6 件	喫煙、漏電、ストーブ他	
94	令和 4 年 1 月	山形県	60 代（男）	死亡	（不明）	令和 4 年 7 月
95	令和 4 年 4 月	茨城県	80 代（男）	死亡	（不明）	令和 4 年 7 月
96	令和 4 年 9 月	福岡県	80 代（男）	重症（火傷）	喫煙	令和 5 年 1 月
97	令和 4 年 9 月	広島県	60 代（女）	死亡	（不明）	令和 5 年 1 月
98	令和 4 年 9 月	千葉県	70 代（女）	重症（火傷）	ガスコンロ引火	令和 5 年 1 月
99	令和 4 年 10 月	兵庫県	70 代（男）	死亡	（不明）	令和 5 年 1 月

４．その他

本対策に関連して、在宅酸素療法を受けている患者やその家族等に対して、適切な注意喚起が継続的に実施されるよう、各都道府県衛生主管部（局）長等に対し、医療機関への周知及び指導を依頼しております。

また、日本産業・医療ガス協会会長に対して、医師が在宅酸素療法を実施する患者やその家族等に対して本注意喚起を行うために必要な資材を提供するとともに、患者の居宅等を訪問する際に、販売店等からも注意を呼びかけるよう通知しております。（参考資料（１））

（参考資料）

（１）平成２２年１月１５日付け医政総発 0115 第 1 号・医政指発 0115 第 1 号・薬食安発 0115 第 1 号
厚生労働省医政局総務課長・医政局指導課長・医薬食品局安全対策課長連名通知
「在宅酸素療法における火気の取扱いについて（注意喚起及び周知依頼）」
https://www.mhlw.go.jp/content/11125000/2r98520000003m9w.pdf
※通知内の神戸市消防局ホームページのリンクについては、ページが閉鎖されたため使用不可となっています。

（２）独立行政法人医薬品医療機器総合機構
医薬品医療機器情報提供ホームページ　ＰＭＤＡ医療安全情報Ｎｏ．４
「在宅酸素療法時の喫煙などの火気取扱いの注意について」
http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen04.pdf
※資料内の神戸市消防局ホームページのリンクについては、ページが閉鎖されたため使用不可となっています。

（３）一般社団法人　日本産業・医療ガス協会ホームページ
http://www.jimga.or.jp/front/bin/ptlist.phtml?Category=7041
※上記の HP には「携帯用酸素ボンベの取扱いの注意」及び「在宅酸素療法における火気取扱い注意」の動画も掲載されていますので、適宜ご参照ください。

・岐阜県、東海中央病院に行政指導　患者死亡の手術２件、医療事故かの判断手続きで再検討求める

＜岐阜新聞　2023 年 1 月 12 日＞　https://www.gifu-np.co.jp/articles/-/185112

岐阜県各務原市の東海中央病院で同じ男性外科医が執刀した手術中に肝臓がん患者が死亡した事案 2 件について、医療事故に該当しないと判断した病院内の決定プロセスは適当でないとして、県が行政指導を行っていたことが 12 日、県と病院への取材で分かった。病院側は「県の指導に従って手続きに問題がなかったかを再検討していく」としている。

手術はともに肝臓の一部を切除するもので、2016 年 2 月に 60 代、22 年 2 月に 70 代の患者が受けた。2 人とも手術中に大量出血して死亡したが、病院はあらかじめ死亡のリスクのある手術であることを本人や家族に説明していたことから「予期せぬ死亡ではない」と判断したとしている。

だが 22 年 10 月、県は立ち入り検査を行い、事前のリスク説明に関してカルテに記載されていないなど「(主張との) 整合性が取れない」とし、同年 12 月に医療事故に当たる可能性がないかを再検討して報告するよう求めていた。

・ＪＡＸＡ理事長ら３人処分　宇宙飛行士・古川聡氏が代表の不適切研究

＜毎日新聞　2023 年 1 月 11 日＞　https://mainichi.jp/articles/20230111/k00/00m/040/077000c

医師の古川聡・宇宙飛行士（５８）が研究代表者を務めた医学研究でデータの捏造（ねつぞう）や改ざんが多数見つかった問題で、宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）は１１日、山川宏理事長と鈴木和弘副理事長を厳重注意、有人宇宙技術部門担当の佐々木宏理事を訓告とし、研究に携わった男性研究者（５３）を停職１４日とする処分を発表した。処分は１０日付。

山川氏、鈴木氏、佐々木氏は１月の１カ月間、給与の１０％の受け取りを辞退する。山川氏は「研究全体の科学的価値が毀損（きそん）され、組織に対する信頼を失わせる事態を招くこととなった。深くおわび申し上げる」とするコメントを発表した。

ＪＡＸＡは２０２２年１１月、古川飛行士が代表者を務め、１６～１７年に実施した研究で、存在しないデータを作成したり、評価をわざと書き換えたりするずさんな行為が多数見つかったと発表していた。この研究には一般から募集した計４２人が被験者として参加していた。

古川飛行士らは１２日に東京都内で記者会見し、この問題の説明と謝罪をする見通し。ＪＡＸＡは古川飛行士の処分も検討している。

・ＪＡＸＡ、古川聡飛行士をデータ捏造の監督責任で戒告処分…今年のＩＳＳ滞在は変更なし
＜読売新聞　2023 年 1 月 12 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/science/20230111-OYT1T50240/
古川聡宇宙飛行士（５８）が研究実施責任者を務めた宇宙医学実験でデータの書き換えや捏造（ねつぞう）があった問題で、宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ（ジャクサ））が古川氏を戒告の懲戒処分にしたことが１１日、わかった。古川氏の処分についてＪＡＸＡは「個別に公表する対象ではない」としているが、１２日に本人が記者会見を開いて自ら説明し、謝罪する見通しだ。
研究は、一般人に閉鎖環境で２週間過ごしてもらい、ストレスの蓄積具合を調べることが目的だった。２０１６～１７年に計５回実験が行われ、４０人が参加した。その後、血液検体の取り違えなどが発覚し、１９年に研究が中止された後、２０年に外部からの指摘でデータの書き換えや捏造が発覚した。
ＪＡＸＡの説明によると、古川氏はデータを直接扱う立場になく、２０年まで不適切行為に気づいていなかったとしている。だが、ＪＡＸＡは古川氏に監督責任があると判断し、１０日付で戒告処分とした。古川氏は今年、国際宇宙ステーション（ＩＳＳ）で２度目の長期滞在を控えているが、変更はしない。
ＪＡＸＡ広報部によると、懲戒処分には重い順に「解雇」「停職」「減給」「戒告」がある。内部規定では減給と戒告は個別に公表する対象ではないという。
一方、ＪＡＸＡは１１日、書き換えに関わった男性研究員（５３）について「研究全体の科学的価値を毀損（きそん）した」として、古川氏よりも重い停職２週間の懲戒処分にしたと発表した。また、山川宏理事長と鈴木和弘副理事長を厳重注意、有人宇宙技術部門担当の佐々木宏理事を訓告の処分とした。３人は給与１か月分の１割の受け取りを辞退する。山川理事長は「（研究に参加した人の）善意を裏切る結果となり、深くおわび申し上げる」とコメントした。

・株式会社バンザンに対する景品表示法に基づく措置命令について
＜消費者庁　2023 年 1 月 12 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031751/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms207_230112_01.pdf
消費者庁は、本日、株式会社バンザンに対し、同社が供給する「メガスタ高校生」と称するオンライン個別学習指導に係る役務、「メガスタ医学部」と称するオンライン個別学習指導に係る役務、「メガスタ中学生」と称するオンライン個別学習指導に係る役務、「メガスタ私立」と称するオンライン個別学習指導に係る役務及び「メガスタ小学生」と称するオンライン個別学習指導に係る役務の各役務に係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為(同法第 5 条第 1 号(優良誤認)に該当又は同条第 2 号(有利誤認)に該当)が認められたことから、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を行いました。

・「満足度1位」広告は客観性なし　オンライン家庭教師めぐり行政処分
＜朝日新聞　2023 年 1 月 12 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR1D61MQR1DUTFL001.html
「利用者満足度 No.1」とうたった広告は客観的な調査に基づくものでなかったなどとして、消費者庁は 12 日、オンライン家庭教師サービス「オンラインプロ教師のメガスタ」の運営会社「バンザン」(東京都新宿区) に対し、景品表示法違反（優良誤認、有利誤認）で再発防止策などを求める措置命令を出した。
消費者庁によると、同社は 2022 年 3～7 月、自社ホームページやパンフレットなどで「第 1 位　オンライン家庭教師　利用者満足度」などと表示した。しかしリサーチ業者に委託して行ったアンケートでは、他社を含めたサービスの利用歴は確認せず、複数のサイトを提示して利用者の満足度などが「高いと思うもの」を選ばせるイメージ調査をしただけだった。
同社はこのほか、成績が上がらなかった場合に追加授業を無料で受けられる特典などについて、一定の期日までに申し込めば利用できるとホームページに表示したが、実際は期日以降も利用できるものだった。
同社は取材に、「今後は再発防止に努めてまいります」とコメントした。

・東海大札幌の非常勤講師、17 日にストライキ　雇い止め撤回など求め
＜北海道新聞　2023 年 1 月 12 日＞　https://www.hokkaido-np.co.jp/article/785890

東海大教職員組合は、大学から本年度末での雇い止めを通告された札幌キャンパス（札幌）の非常勤講師の男性が雇い止めの撤回と無期雇用への転換を求め、17 日の授業の一部でストライキを行うと発表した。

同組合員としてストライキを行うのは物理学実験の授業を担当する今野滋さん。1998 年から 1 年契約の雇用を更新してきたが、昨年 11 月、雇い止めを通告されたという。大学側は雇い止めについて「カリキュラム改訂のため」と取材に答えた。

同組合によると、雇い止めを通告された今野さんを含む同大の非常勤講師 8 人は昨年 11 月、有期雇用が通算 5 年を超えたのに無期雇用に転換できないのは労働契約法違反だとして、東京地裁に提訴した。このうち同大静岡キャンパス（静岡）で働く 5 人は同 12 月、ストライキを行った。ほかにも提訴を検討する非常勤講師がいるという。

同法によると、2013 年度以降の有期雇用が 5 年を超えた場合、労働者は無期雇用に転換できる。ただ、研究者など専門知識のある労働者は無期雇用への転換に 10 年超の勤務が必要との特例もあり、大学側は無期転換に応じていない。

非常勤講師 8 人はいずれも今年 4 月で 10 年超の勤務となるため、同組合は「雇い止めは無期転換の阻止が狙いだ」と批判している。今野さんは会見で「私だけでなく、多くの労働者の雇用を守りたい」と述べた。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・福島第一原発１号機　１２日からサンプリング調査開始

＜福島中央テレビ　2023 年 1 月 12 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/d0b7cf78323b5614eaf806ce40cb89e41d0eb772

福島第一原発１号機で行われる溶け落ちた核燃料デブリの取り出しに向け、東京電力は１月１２日から堆積物の一部を採取する調査を始めます。

１号機ではデブリの取り出しに向け、原子炉の格納容器内に水中ロボットを投入して調査が進められ、これまでデブリの存在を示す中性子線などが確認されています。

東京電力はより詳しく把握するため、格納容器の中に別の水中ロボットを投入し、１月１２日から２月上旬にかけて容器内に溜まっている堆積物の一部を採取する調査を始めます。

東京電力によりますと、採取は圧力容器土台周辺の４か所で行い、採取した堆積物は分析機関でおよそ１年かけて調べ、データを取る計画です。

・堆積物のサンプリング作業中断　1 号機内部調査　福島第 1 原発

＜時事ドットコム　2023 年 1 月 12 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023011201010&g=soc

東京電力は 12 日、福島第 1 原発事故で溶け落ちた核燃料（燃料デブリ）の取り出しに向け、同 1 号機の原子炉格納容器内部にたまる堆積物の採取に取り掛かったが、作業段階で不具合が生じたため一時中断した。

東電が詳しい原因を調べている。

原子炉圧力容器の土台周辺部の計 4 カ所に、堆積物のサンプリング調査のための採取装置を積んだ調査用水中ロボットをつり下ろし、堆積物表面の粉じんをノズルで吸引する予定だった。

・処理水放出、「今春から夏」開始　漁業者支援に基金 500 億円　政府

＜時事ドットコム　2023 年 1 月 13 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023011300314&g=eco

東京電力福島第 1 原発内にたまり続ける処理水の海洋放出を巡り、政府は 13 日の関係閣僚会議で、風評被害の防止や賠償に向けた行動計画を改定した。

会議では、処理水の放出時期を「今年春から夏ごろ」とすることを確認。風評被害を懸念する漁業者には、500 億円の基金を創設し、事業継続を支援する方針も示した。

政府は処理水の海洋放出を決定した 2021 年 4 月の基本方針で、「2 年程度後に開始する」とのめどを提示していた。海底トンネルなど放出設備工事の完了後、原子力規制委員会による使用前検査などを経た上で、放出を開始する。

漁業者支援の新基金は、昨年12月に成立した22年度第2次補正予算に盛り込まれた。長期にわたる処理水の海洋放出の影響を乗り越え、持続可能な漁業を実現するため、新たな漁場の開拓や燃料コスト削減に向けた取り組みなどを支援する。

政府は「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」と約束。風評被害で価格が下落した水産物の買い取りなどを行う300億円の基金と合わせ、海洋放出に反対する漁業者の理解を得たい考えだ。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2023年1月12日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=vVmWwnJYqNNxlgUvY
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2023年1月12日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=lXG-6lpwgPtZviwHY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年１月12日版）
＜厚生労働省　2023年1月12日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=r0uE0GBKusFjhBk9Y

◇国内でオミクロン派生型4件確認　松野氏「発生動向を監視」
＜共同通信　2023年1月11日＞　https://www.47news.jp/news/8795717.html

松野博一官房長官は11日の記者会見で、新型コロナウイルスのオミクロン株の新たな派生型「XBB・1.5」が国内で4件確認されたと明らかにした。この派生型が米国で拡大しているのを踏まえ「発生の動向を監視していく」と強調した。

米国からの入国者に対する水際対策強化の是非を巡っては「国内外の感染状況や主要国の水際対策の状況などを踏まえ、適切に判断する」と述べた。

◇コロナ派生型「XBB.1.5」米国で拡大　一段と感染力強く
＜日経新聞　2023年1月12日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC106920Q3A110C2000000/
新型コロナウイルスの新たな派生型「XBB.1.5」の感染が米国で急拡大している。直近の主流だった派生型「BQ.1」や「BQ.1.1」を上回る速度で感染者が増えており、世界保健機関（WHO）は「最も感染力が強い」と注意を呼びかける。米国以外でも感染が広がるのは時間の問題とみられ、医療逼迫や死者の増加につながる懸念もある。
WHOが11日に公表した報告書によると、XBB.1.5は米国を中心に少なくと...

[対策・予防]

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチン接種後死亡の5人に一時金支給を決定 厚労省
＜NHK　2023年1月12日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230112/k10013948181000.html
新型コロナウイルスワクチンを接種したあとに亡くなった男女5人について、厚生労働省は、接種が原因で死亡した可能性が否定できないとして、死亡一時金を支給することを決めました。
新型コロナウイルスのワクチン接種をめぐっては、接種したあとに死亡した人について因果関係が否定できないと国が認定した場合には、予防接種法に基づいて死亡一時金が支給され、これまでに20代から90代までの男女15人が認められています。
厚生労働省は12日、接種後に急性心不全や出血性ショック、突然死などで亡くなった36歳から96歳の男女5人ついて、新たに救済の対象とすることを決めました。
このうち4人は高血圧症や脳梗塞などの基礎疾患があったということで、厚生労働省は死亡診断書やカルテの記載などを踏まえて、因果関係が否定できないと判断したとしています。
接種したワクチンの種類や接種回数などは明らかにしていません。
死亡一時金の支給が認められたのはこれで20人となりました。

・ワクチン接種意欲「弱い」59%　関心低下、民間調査
＜共同通信　2023 年 1 月 11 日＞　https://www.47news.jp/news/8796046.html
　新型コロナウイルスのワクチンに関し、2023 年の接種に対する意欲を「弱い」と答える人が 59.2%と半数を超えたことが 11 日、民間調査で分かった。政府集計では、接種を 2 回完了した人が 80%を超えたのに対し、昨秋開始のオミクロン株対応の新ワクチンは 30%台。感染拡大が長引く中で「接種疲れ」も指摘されており、関心が低下している。
　キャリアに関する研究機関を運営する「ライボ」（東京）が 2022 年 12 月、社会人の男女 733 人を対象にインターネットで調べた。
　23 年の接種意欲を尋ねると「やや弱い」が 27.9%を占め「とても弱い」16.7%、「弱い」14.6%だった。

◇ワクチン、PCR 検査、治療薬.....。コロナ医療費の「有料化」はいつから？　いくらになる？
＜週プレ NEWS　2023 年 1 月 13 日＞　https://wpb.shueisha.co.jp/news/society/2023/01/13/118212/
コロナワクチンの接種費は一回約 9600 円。財務省によると、2021 年度の接種回数は 2 億 5700 万回で、2 兆 3396 億円の国費が投じられたという。無料接種の特例措置は今年 3 月末に期限を迎えるため、4 月以降の有料化が検討されている。さらに、PCR 検査や高価な治療薬も年内に自己負担になっていくのか？
----＞　末尾［付録］

◇新型コロナ対策「他者に感染させないための措置」廃止を　もう一つあった専門家有志の提言 その画期的内容
＜YAHOO!JAPAN ニュース　2023 年 1 月 12 日＞
https://news.yahoo.co.jp/byline/yanaihitofumi/20230112-00332590
----＞　末尾［付録］

****

[3] 職場における化学物質対策について　　重要

＜厚生労働省　2023 年 1 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=K88AVOTOPkXnAJ65Y
職場における化学物質対策についての情報をご案内しています
新着情報
・化学物質管理に関する相談窓口・訪問指導のご案内（ラベル・SDS・リスクアセスメントについて）
　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html
・新たな化学物質規制を踏まえた自律的な化学物質管理促進セミナー（令和4年9月26日、10月3日、10月17日開催）
　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27800.html
・令和4年度　「職場における化学物質規制の理解促進のための意見交換会」（リスクコミュニケーション）の開催について（令和５年２月３日、２月16日開催）
　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30189.html
新たな化学物質規制に関するご案内
● 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について
　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html
● 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書
　https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html
※　労働安全衛生法に基づくラベル表示・ＳＤＳ交付の義務化予定物質リスト（令和3年度中に政令改正を予定しているもの）を公開しました（令和3年12月16日）
　労働安全衛生法に基づくラベル表示・ＳＤＳ交付の義務化候補物質リスト（令和４、５年度中に政令改正を検討しているもの）を公開しました（令和3年12月28日）
　いずれも、参考としてCAS登録番号を示しています。なお、構造異性体等が存在する場合は異なるCAS登録番号が割り振られることがりますが、対象物質の当否の判断は物質名で行います。

<u>化学物質対策について</u>

・労働安全衛生法に基づく新規化学物質関連手続きについて（新規化学物質を製造・輸入される方へ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei06/index.html

・職場における化学物質のリスク評価
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113892.html

・有害物ばく露作業報告について（報告対象の物質を取り扱う事業者の方へ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07834.html

・化学物質による健康障害防止指針（がん原性指針）について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07948.html

・安衛法におけるラベル表示・SDS（安全データシート）提供制度
https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html

・《ラベルでアクション》～事業場における化学物質管理の促進のために～
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135046.html

・化学品の分類および表示について（ＧＨＳ関係）
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei04.html

・インジウム・スズ酸化物等の取扱い作業による健康障害防止に関する技術指針（平成22年12月）
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei42/index.html

・石油コンビナート等災害防止３省連絡会議３省共同運営サイト
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000050696.html

・労働安全衛生法に基づく化学物質の製造許可手続き・石綿分析用試料等の輸入・使用手続き
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00001.html

・個別分野の化学物質対策について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149924.html

・化学物質による薬傷・やけど対策について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yakushouyakedo.html

<u>法令改正等についてのご案内</u>

・平成19年12月の特定化学物質障害予防規則等の改正（ホルムアルデヒド、1,3-ブタジエン、硫酸ジエチル）
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei17/index.html

・平成20年11月の特定化学物質障害予防規則等の改正（ニッケル化合物、砒素及びその化合物）
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei20/index.html

・平成23年1月の特定化学物質障害予防規則等の改正（酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジン、1,4-ジクロロ-2-ブテン、1,3-プロパンスルトン）
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei41/index.html

・管理濃度等の改正について（平成23年度管理濃度等検討会報告書等を踏まえて）
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei50/index.html

・平成24年10月の特定化学物質障害予防規則等の改正（インジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物）
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei48/index.html

・平成25年10月の特定化学物質障害予防規則等の改正（1,2-ジクロロプロパンに係る規制の導入）
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei53/index.html

・平成26年11月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正（DDVPおよびクロロホルムほか９物質に係る規制の追加）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057700.html

・有機溶剤を取り扱う事業者の皆さまへ：平成27年1月1日から応急処置に関して掲示内容が一部変わります

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063279.html

・平成27年11月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正（ナフタレンおよびリフラクトリーセラミックファイバー）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121.html

・平成29年１月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正（オルトートルイジンに係る規制の追加・経皮吸収対策の強化）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142342.html

・表示・通知義務対象物質の追加（平成29年3月施行）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126934.html

・平成29年４月の特定化学物質障害予防規則の改正（３，３’－ジクロロ－４，４’－ジアミノジフェニルメタン（略称ＭＯＣＡ）に係る特殊健康診断項目の見直し）

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei54/index.html

・平成29年６月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正（三酸化二アンチモン）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163262.html

・表示・通知義務対象物質の追加等（平成30年７月施行（一部は平成29年８月３日施行））

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173873.html

・令和２年４月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正　（塩基性酸化マンガンおよび溶接ヒュームに係る規制の追加）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00001.html

・令和２年６月の粉じん障害予防規則・労働安全衛生規則等の改正

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00002.html

<u>化学物質対策についてのリーフレット等</u>

・労働安全衛生法の新たな化学物質規制

https://www.mhlw.go.jp/content/000946001.pdf

・安全衛生関係リーフレット等一覧（化学物質関連）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html

・労働基準局が実施する検討会等

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingiother_128808.html

・職場のあんぜんサイト-化学物質別

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html

・独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）-化学物質管理分野（外部サイト）

https://www.nite.go.jp/chem/index.html

<u>作業環境測定関係</u>

・作業環境測定関係

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000094161.html

****

［4］*<u>医薬品等</u>*

<u>◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第５号）</u>

［官報］　令和５年１月 13 日　本紙　第 895 号　６頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230113/20230113h00895/20230113h008950006f.html

○厚生労勳省告示第５号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十五条の二の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十二号）の一部を次の表のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和５年１月 13 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、次の各号に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。 一　（略） 二　コデイン 三　ジヒドロコデイン 四　ブロモバレリル尿素 五　（略） 六　メチルエフェドリン	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、次の各号に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。 一　（略） 二　コデイン（鎮咳去痰薬に限る。） 三　ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る。） 四　ブロムワレリル尿素 五　（略） 六　メチルエフェドリン（鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る。）

◇日本医療におけるデジタル環境の「お寒い現状」　東京都医師会会長・尾﨑治夫

＜ニッポン放送　2023 年１月 12 日＞　https://news.1242.com/article/411012

https://news.yahoo.co.jp/articles/35d6fcbfc94d15f04aa77d511c6ecbf9e87544ff

東京都医師会会長の尾﨑治夫氏が１月５日、ニッポン放送「モーニングライフアップ 今日の早起きドクター」に出演。医療界におけるデジタル化の現状について解説した。

電子カルテの導入は病院でもまだ約 60%

飯田浩司アナウンサー）医療界の現場を見ていて、デジタル化の進み具合はいかがですか？

尾﨑）電子カルテの導入は病院で 60%くらい、診療所では 50%くらいだと思います。実は私のところもそうなのですが、まだまだ紙カルテを使っている診療所も半分近くあるのです。病院でも４割はまだ紙カルテを使っている状況です。

飯田）病院でも４割が紙カルテ。

尾﨑）電子カルテで重要になるのは、情報の共有です。紙だとそこから情報を出すことはできません。電子カルテであれば、結んでいるところに同じ患者さんの情報を発信することもできます。マイナンバーカードの導入で、ある程度の情報は共有できるようになりましたが、ベンダーが違うと結べない問題があるのです。

飯田）メーカーごとの規格のようなものがあって、そこが違うと相互にやり取りができないのですね。

尾﨑）現在、長崎県のネットワークや栃木県のネットワークなどいろいろとあり、そのなかではできるのですが、一緒に結ぶことはできません。

東京都医師会が「東京総合医療ネットワーク」の運用を開始

尾﨑）そこで東京都医師会などでは、目々澤理事が中心になり、「東京総合医療ネットワーク」をつくっています。ここでは異なるベンダーを結ぶ仕組みを見つけたのです。

飯田）東京総合医療ネットワークでは。

尾﨑）既存の NTT 回線を使って、異なるベンダーでも結べることがわかってきました。それを進めているので、東京中のいろいろなベンダーの情報がすべてやり取りできるようになりつつあります。

飯田）情報をすべてやり取りできる。

尾﨑）2023 年には 40 くらいの病院が入ります。そして診療所も情報を確認することができるレベルになってきています。それによって情報共有が可能になるのです。

飯田）情報共有が可能に。

尾﨑）「連携して患者さんや地域の住人を診ていこう」というのがいまの考え方なので、患者さんの情報を連携したところで、すべてが見られることが必須になってきます。そのような意味でも、デジタル化で情報共有して

いくことが大事なのです。

新型コロナ感染症に関して、いくつもの情報管理システムがあり、それぞれが結び付いていない　～かえって医療作業の手間が増えてしまう

尾﨑）ところが、現状ではそれができない。新型コロナも HER-SYS という管理システムで、コロナ感染症の方々の情報を管理しています。他にもワクチン接種記録システム（VRS）で個人の接種状況を記録している。あるいはワクチン接種円滑化システム（V-SYS）によって、さらに情報を管理しています。このようにデジタル化していても、4 つも 5 つもあって、それらがすべて結び付いていないのです。

飯田）それぞれが結び付いていない。

尾﨑）いまのデジタル化は、かえって医療機関の負担が増えてしまうデジタル化なのです。

飯田）負担が増える。

尾﨑）それらがすべて結ばれて、すべて賄えるような仕組みになれば、非常に便利なデジタル化となります。その意味では、日本のデジタル化はまだまだお寒い状況なのです。

飯田）2025 年問題は、あと 2 年で訪れてしまいます。

尾﨑）そうなのです。スピード感が必要なのですが、つくったものが使えるものでなければ仕方ありません。その辺りをしっかりと進めていただくよう、国の方にも要望はしています。

****

[5] *肥料*

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 70 号）

［官報］　令和５年１月 12 日　号外　第６号　4～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230112/20230112g00006/20230112g000060004f.html

肥料の登録の有効期間更新 113 件が公示された。

◇生産業者及び輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 71 号）

［官報］　令和５年１月 12 日　号外　第６号　6～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230112/20230112g00006/20230112g000060006f.html

肥料の輸入業者の住所の変更３件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 72 号）

［官報］　令和５年１月 12 日　号外　第６号　7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230112/20230112g00006/20230112g000060007f.html

肥料の登録失効６件が公示された。

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 73 号）

［官報］　令和５年１月 12 日　号外　第６号　7～8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230112/20230112g00006/20230112g000060007f.html

肥料の新規登録３件が公示された。

****

[6] *廃棄物関係*

◇千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の附属書一及び附属書二の改正に関する件（外務省告示第９号）

［官報］　令和５年１月 13 日　本紙　第 895 号　6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230113/20230113h00895/20230113h008950006f.html

［備考］

千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約・千九百九十六年の議定書

通称：ロンドン条約及びロンドン議定書

ロンドン条約及びロンドン議定書の概要

(1) ロンドン条約の概要

ア　本条約は，前文，本文 22 か条，末文及び 3 つの附属書からなる。(条約テキスト：和文（PDF）別ウィンドウで開く・英文（PDF）別ウィンドウで開く)

イ　本条約は，人の健康に危険をもたらし，生物資源及び海洋生物に害を与え，海洋の快適性を損ない又は他の適法な海洋の利用を妨げるおそれのある廃棄物その他の物の船舶等からの投棄による海洋汚染の防止を目的としている。

ウ　主要な規制事項は次のとおり。

（ア）附属書Ｉに掲げる廃棄物その他の物（注 1）の投棄を禁止

（注 1)：有機ハロゲン化合物，水銀及び水銀化合物，産業廃棄物，放射性廃棄物等を含む

（イ）附属書 II に掲げる廃棄物その他の物（注 2）の投棄には，事前の特別許可を要する。

（注 2)：砒素，ベリウム等を相当量含む廃棄物，コンテナ，金属くず等の巨大廃棄物等で漁労や船舶航行の重大な障害になるもの等を含む

（ウ）他の全ての廃棄物その他の物の投棄には事前の一般許可を要する。

（エ）いずれの許可も，附属書 III に掲げる全ての事項（物の特性及び組成，投棄場所の特性及び投棄の方法等）について慎重な考慮が払われた後でなければ与えてはならない。

(2) ロンドン議定書の概要

ア　本議定書は，前文，本文 29 か条，末文及び 3 つの附属書からなる。(議定書テキスト：和文（PDF）別ウィンドウで開く・英文（PDF）別ウィンドウで開く)

イ　本議定書では，ロンドン条約による海洋汚染の防止措置を一層強化するため，船舶等からの廃棄物等の海洋投棄を原則として禁止し，例外的に投棄が認められる場合においても厳格な条件の下で許可することとなった。また、議定書の遵守義務に伴い、各々の廃棄物の海洋投棄が海洋環境にもたらす影響を予測・評価し、その上で規制当局が許可を発給する仕組み等を締約国が整備することが必要となった。

ウ　主要な規制事項は次のとおり。

（ア）廃棄物その他の物（附属書Ｉに規定するもの（注 3）を除く。）の船舶からの海洋投棄を禁止。

（注 3)：しゅんせつ物，下水汚泥，魚類残さ，船舶・プラットフォーム，不活性な地質学的無機物質，天然起源の有機物質等

（イ）附属書Ｉに掲げる廃棄物その他の物の投棄は，附属書 II（廃棄物評価枠組み（Waste Assessment Framework）といわれるもの）に基づく許可を必要とする。

（ウ）廃棄物その他の物の海洋における焼却を禁止。

（エ）内水における議定書の規定の適用または内水における効果的な許可及び規制のための措置をとることを義務づける。

（オ）予防的取組の適用及び汚染者負担原則の促進について規定。

****

[7] *温暖化対策関係*

◇米で「ガスコンロ禁止」の動き、健康被害と温暖化の懸念で

＜Forbes JAPAN　2023 年 1 月 12 日＞　https://forbesjapan.com/articles/detail/60021

米国では、調理用のガスコンロや天然ガスを用いた暖房器具が、健康問題を引き起こすという懸念に対処するため、規制当局や議員らがこれらの器具の新規導入の禁止を検討している。

米国消費者製品安全委員会（CPSC）のリチャード・トラムカ委員は 1 月 10 日のブルームバーグの取材に、室内に有害な大気汚染物質を放出するガスコンロが、「隠れた危険物」であり、安全にできない製品は禁止すべきだと述べた。

トラムカ委員は、ガスコンロの使用をやめて電気コンロに切り替えた消費者は、昨年 8 月に成立したエネルギー効率の高い家電製品の導入を支援するインフレ削減法によって、840 ドルの資金を受け取ることが期待できると述べた。

天然ガスを利用したガスコンロは全米世帯の約４割で使用されているが、先月は20人の民主党議員が、ガスコンロの使用禁止を検討するよう CPSC に要請した。議員らは、ガスコンロから漏れ出すメタンガスが地球温暖化を悪化させ、呼吸器系疾患の原因となる危険性があると主張している。

ニューヨーク州知事のキャシー・ホークル（民主党）は10日、ガスコンロが小児喘息の原因となるという調査結果を引用し、2028年までに新規に建築される建物からガスコンロを追放し、2030年までに化石燃料を使った暖房器具の販売を禁止するよう、州議員らに呼びかけた。

ガスコンロを規制する動きは、環境面と健康面の両方の懸念から推進されている。環境保護庁（EPA）は、2020年の米国の温室効果ガス排出量の13%が商業および住宅用途によるもので、その大半が天然ガスやその他の化石燃料の燃焼によって排出されたと推定している。

米国化学会は2022年の研究で、ガスコンロからのメタン漏れは、20年間でガソリン車50万台分に相当する気候への影響をもたらすと指摘した。また、非営利のクリーンエネルギー団体の RMI は、米国の家庭の35%に導入されているガスストーブが排出する二酸化窒素が、子どもの喘息リスクを高める可能性があると主張している。

そんな中、ニューヨーク市などは、すでに新築物件へのガス器具の導入を禁止している。同市の議員らは、2027年末までにほとんどの建物でガスの使用を禁止することで、2040年までに推定210万トンの二酸化炭素排出量を削減できると試算している。

一方、共和党の一部の議員らは、トラムカ委員の発言に反対している。テキサス州のテッド・クルーズ議員らは、「選挙で選ばれたわけではない官僚たちに、この種の権力を握らせてはならない」と述べている。

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和５年度地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業の一次公募について

＜環境省　2023年1月12日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01025.html

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和４年度「職場における化学物質規制の理解促進のための意見交換会」　（リスクコミュニケーション）の開催について　　２月３日

＜厚生労働省　2023年1月12日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9cYTPzWJl3_GIehY

第１部　基調講演

（１）　労働安全衛生法の新たな化学物質規制について（仮題）

講師：厚生労働省担当官

（２）　化学物質の危険性・有害性の情報伝達、リスクアセスメントの重要性について（仮題）

講師：帝京大学医療技術学部教授　宮川 宗之

第２部　パネルディスカッション

テーマ：ラベル・SDS による情報伝達の現状と課題

コーディネーター：東京理科大学薬学部教授　堀口 逸子

パネリスト：

－三菱ケミカル株式会社　プロダクトスチュワードシップ・品質保証本部
化学品管理部 マネージャー　高崎 直子

－日本ペイントコーポレートソリューションズ株式会社　セーフティ＆サステナビリティ部　セーフティオペレーション室　製品安全グループ
マネージャー　林 泰弘

－西松建設株式会社　安全環境本部安全部長　最川 隆由

－帝京大学医療技術学部　教授　宮川 宗之

－厚生労働省担当官

・食品安全委員会（第885回）の開催について【1月17日開催】
＜内閣府　2023年1月12日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai885.html
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
・動物用医薬品　１品目
馬鼻肺炎生ワクチン（エクエヌテクトERP）
・遺伝子組換え食品等　３品目
Geobacillus stearothermophilus TP7株を使用して生産されたプロテアーゼ
Trichoderma reesei RF6197株を使用して生産されたペクチナーゼ
Trichoderma reesei RF6201株を使用して生産されたペクチナーゼ
（２）農薬第一専門調査会における審議結果について
・「フェナミホス」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（３）農薬第五専門調査会における審議結果について
・「酸化亜鉛」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（４）動物用医薬品専門調査会における審議結果について
・「シフェノトリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
・「d・d-T-シフェノトリンを有効成分とする豚舎噴霧剤（カーボジェット、ファームクリン）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（５）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・農薬「ピジフルメトフェン」に係る食品健康影響評価について
・農薬「ピリベンカルブ」に係る食品健康影響評価について
・飼料添加物「ギ酸を有効成分とする飼料添加物（水酸化ナトリウム混和製剤）」に係る食品健康影響評価について
（６）その他
・農薬第一専門調査会（第12回）の開催について（非公開）【1月20日開催】
＜内閣府　2023年1月12日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai1_senmon_12.html
（１）農薬（チフルザミド）の食品健康影響評価について
（２）その他
・動物用医薬品専門調査会（第259回）の開催について【1月23日開催】
＜内閣府　2023年1月12日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/doubutu/annai/doubutu_annai_259.html
（１）「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について（令和２年５月18日動物用医薬品専門調査会及び令和２年６月15日肥料・飼料等専門調査会決定）」の改定について
（２）その他
・動物用医薬品専門調査会（第260回）の開催について（非公開）【1月23日開催】
＜内閣府　2023年1月12日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/doubutu/annai/doubutu_annai_260.html
（１）農薬・動物用医薬品（エマメクチン安息香酸塩）に係る食品健康影響評価について
（２）その他
****

[10] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・沖縄県金武町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内37例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2023年1月12日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230112.html
---

◇***その他***

・理工農系「２５０学部の新設・転換」目指し支援、文科省が１０年計画
＜読売新聞　2023年1月12日＞　https://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/kyoiku/news/20230112-OYT1T50041/

文部科学省は、デジタルや脱炭素など成長分野の人材を育成する理工農系の学部を増やすため、私立大と公立大を対象に約２５０学部の新設や理系への学部転換を支援する方針を固めた。今年度創設した３０００億円の基金を活用し、今後１０年かけ、文系学部の多い私大を理系に学部再編するよう促す構想だ。

同省は、希望する私立や公立の大学を公募し、学部新設や転換に向けた検討や設備費用など最長７年にわたり、１校あたり数億円～約２０億円を支援する方向だ。公募期間は今年３月からの１０年間とし、２５０学部程度の新設や学部転換を見込む。１校に１学部新設された場合、私立と公立の全７２１校の３分の１にあたる規模となる。

また、情報系の高度専門人材の即戦力を養成するため、国立大と高専も対象に含める。専門人材の育成に実績がある学部・研究科などの定員を増やすための人件費や施設整備費として最大１０億円を助成し、６０校程度を見込む。

同省では毎年私大に対し、基金と同程度の補助金を交付している。学部設置後も安定して運営ができるよう、この補助金の仕組みも変える。理系学部の優遇措置として私学助成を引き上げる。理系学部での教員や学生１人あたりにかかる経費は文系学部と同額で算定されていたが、理系学部の経費を高めに設定する。２０２３年度にも始める予定だ。

背景にあるのは、日本の理系人材育成の停滞だ。大学で理系を専攻する学生は経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の平均の２７％より低い１７％にとどまる。ＯＥＣＤ諸国が増加しているのに対し、日本はほとんど変わっていない。経済産業省は、３０年にはＩＴ人材が最大７９万人足りなくなると試算する。

ただ、東京２３区の大学には、地方創生の観点から学部増設への規制がかかる。１８年度からの１０年間、東京２３区の大学は定員増を伴う学部の新設が法律上禁じられている。これに対し、東京都や日本私立大学連盟は規制撤廃を要望している。

政府は昨年９月から、内閣官房の有識者会議で規制のあり方について議論を進めており、私大関係者からは成長分野に限り例外的に学部の新設などを認めるべきだとの意見も出ている。２２年度中にも結論が出る見通しだ。

新設・転換　１０年で２５０目標

・理系学部への転換や定員増を支援　文科省、年度内に希望大学を募集

＜朝日新聞　2023 年 1 月 12 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR1D6F98R1DUTIL024.html

文部科学省は、学部を理系に再編したり定員増をしたりする大学への支援について、今年度中に希望大学の募集を始める方針を固めた。支援校は 300 校程度となる見込み。デジタルや脱炭素分野の人材育成を後押しする狙いだ。今年度創設した 3002 億円の理系学部創設支援基金を活用し、2032 年度まで、支援する大学を募集する。

基金では、当面の運営費や設…

****

[付録]

◇ワクチン、PCR 検査、治療薬.....。コロナ医療費の「有料化」はいつから？　いくらになる？

上記　[2] 関係

＜週プレ NEWS　2023 年 1 月 13 日＞　https://wpb.shueisha.co.jp/news/society/2023/01/13/118212/
コロナワクチンの接種費は一回約 9600 円。財務省によると、2021 年度の接種回数は 2 億 5700 万回で、2 兆 3396 億円の国費が投じられたという。無料接種の特例措置は今年 3 月末に期限を迎えるため、4 月以降の有料化が検討されている。さらに、PCR 検査や高価な治療薬も年内に自己負担になっていくのか？

＊　＊　＊

■ワクチンの自己負担額は？

新型コロナワクチンは予防接種法上の「特例臨時接種」に位置づけられ、その費用は全額国費で賄われてきたが、この特例措置の期限が今年 3 月末に迫っている。
2021 年度に国が投じたワクチン接種費は約 2 兆 3396 億円。財務省は「これ以上の国費負担は持続可能ではない。特例措置は廃止すべき」との見解を示し、4 月から有料となる可能性が浮上しているのだ。政界のムードは？
自民党関係者がこう話す。
「政治家にとってワクチン有料化は増税と同じ。4 月の統一地方選への影響を考えれば、同時期の有料化はないでしょう。もし、特例措置をやめて重症者が増えれば、政治責任を問われかねない。そうならないよう判断は専門家に任せ、彼らから提言が出てくるまでは様子見というのが岸田政権のスタンスでしょう」
4 月はないとすれば、いつになるのか？
「今年の秋に有料化というシナリオはありうる」とみるのは、医療ジャーナリストの村上和巳氏だ。
「特例措置をやめるか否かは、第 8 波の重症化率や死亡率をワクチン接種の有無で検証してから決めるべき。検証期間を考えると、10 月頃が妥当ではないでしょうか。
BQ.1.1 など新たな変異株も検出されていますが、重症化率や死亡率が大きく悪化しないようなら、年度途中でも 10 月から特例措置が廃止される可能性はあります」
一方、ナビタスクリニック（東京・立川）の久住英二医師はこうみる。
「コロナワクチンが有料化されるとすれば、インフルエンザや肺炎球菌などのワクチンと同じ『定期接種』に移行すると思われます」
定期接種の費用は自治体の公費で賄われるが、一部で自己負担が生じ、接種対象者に年齢要件が定められることが多い。対象外の人は希望者が各自で受ける「任意接種」となり、費用は全額自己負担となっている。
では、コロナワクチンが定期接種になればどうなるか？
「基本的にはインフルエンザワクチンと同じでしょう。接種対象者は重症化リスクが高い 65 歳以上の高齢者と基礎疾患のある人に絞られ、接種頻度は年 1 回。ほかの感染症の流行期と重なる冬季に入る前に接種する形になると考えるのが自然です」（久住氏）

接種費用はおいくらに？

「ワクチンの調達価格と医師の手技料によって決まりますが、現在、コロナワクチンは接種一回で約 9600 円。定期接種になれば、ここから公費による補助額が引かれますが、インフルや肺炎球菌のワクチンの補助額は 2000～2500 円程度。
コロナワクチンも同程度の補助額になると仮定すれば、自己負担額は 7000 円程度。65 歳未満の任意接種の人は全額（9600 円）負担となります」
高すぎて誰も打たないんじゃ.....？
「この負担額だと、接種率はガタ落ちでしょう。なので、国や自治体は自己負担額 5000 円以下になるよう、補助額を増額するかもしれません。今後、ワクチン量産による製造効率化で調達価格が下がることも予想されるので、その可能性は十分にあります」
コロナワクチンが定期接種になれば自由診療となるため、価格は医療機関ごとに異なる設定になる。ワクチンの種類によっても価格差が生まれ、「有効成分量が多いモデルナ社製がファイザー社製より 1000 円ほど高くなるかもしれません」（村上氏）。

■超高価な治療薬は？

ワクチン有料化と並行して議論されているのが、コロナの感染症法上の分類見直しだ。現在の「2 類相当」から

インフルと同じ「5 類」になれば、検査や治療も有料となるのか？　そのタイミングは？
「PCR 検査と抗原検査は、医師が必要と判断した場合のみ、全額が公費負担となっていますが、ドラッグストアなどで入手できる 2000 円前後の安価な抗原検査キットの利用が一般化しており、すでに事実上有料化しているといえるのではないでしょうか。
なので、無償をやめてもワクチンほどの反発は起きない。有料化の下地はすでに出来上がっているといえます。感染症法の位置づけが 2 類のままでも、医師による感染者の全数報告を取りやめたように、コロナ検査の公費負担を停止するといった弾力的な運用は可能。ワクチンより早く、今年 4 月から医療機関での公的検査が有料になる可能性もあります」（村上氏）
そうなればコロナ検査は保険診療となり、3 割の自己負担が発生する。料金は医療機関によってバラつきがあるが、「PCR 検査料の相場は 1 万 5000 円程度だから、自己負担 5000 円がひとつの目安」（村上氏）となる。
では、コロナと診断されれば自己負担ゼロで処方されている治療薬はどうなるか？
「薬は価格が非常に高いので、有料化のハードルが最も高い。典型はメルク社製の『モルヌピラビル』ですが、5 日間の投与が必要で、薬代は約 9 万 4000 円にもなります。3 割負担だとしても、3 万円超の自己負担が必要になる。重症化リスクがあっても払えない患者が出てきかねないので、有料化には慎重な判断が求められます」（村上氏）
それは大問題だ！
「しかし、ファイザー社製の『パキロビッド』を含め、全額公費負担を前提に国が買い上げた薬はまだ十分に残っており、昨年 11 月に緊急承認された塩野義製薬の飲み薬『ゾコーバ』も計 200 万人分を購入している。在庫が大量にある状態なので、今年いっぱいは無償のままで提供できると思います」（村上氏）
結論！　4 月に検査、10 月にワクチン、来年以降に治療薬の順番でコロナ医療費は有料化されていく!?（涙）

◇新型コロナ対策「他者に感染させないための措置」廃止を　もう一つあった専門家有志の提言 その画期的内容

上記　[2] 関係

＜YAHOO!JAPAN ニュース　2023 年 1 月 12 日＞
https://news.yahoo.co.jp/byline/yanaihitofumi/20230112-00332590

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の法律上の位置づけ見直しをめぐり、公衆衛生倫理などの専門家有志が「他者に感染させないための措置」から COVID-19 を除外することを求める提言書を厚労省に提出した。同省が 1 月 11 日公表した専門家有志の提言書は 2 つあり、多くの主要メディアが感染防止行動を重視し「段階的移行」を求める尾身会長らの提言書について詳しく報じていたが、もう一つの提言書については報じていなかった。
もう一つの提言書では、国民の自由や権利の制限は最小限でなければならないという原則を強調。初期の「新しい生活様式」キャンペーンを契機に広がった有効とはいいがたい対策や慣行について、政府が実態を把握し、とりやめるべき事項を明確に宣言するよう求めている。

「公衆衛生倫理の主要な原則のひとつに、『侵害の最小化（least infringement）』あるいは『強制的な手段の最小化（least restrictive or coercive means）』がある。我々は他者に感染させないための措置の対象から COVID-19 を速やかに外す必要があると考える。ただし、入院を必要としうる人への医療を保障することは、些かも疎かにすべきではない。」（提言書の要旨 2 より）

尾身茂氏や脇田隆字・国立感染症研究所所長など、主に感染症専門家や医師らが中心となって作成した提言書は、感染症法上の類型や措置の見直しの要否について明言せず、変更した場合の影響を考慮して「段階的な移行」を求める内容。位置付け変更を全面否定しているわけではないが、全体的に慎重なトーンとなっていた。
もう一つの専門家有志の提言書は「倫理的法的社会的課題（ELSI）の観点からの提言」と題され、厚労省アドバイザリーボードメンバーの武藤香織・東大医科学研究所教授をはじめ、公衆衛生倫理、医事法、リスクコミュニケーションなどが専門の研究者 9 人が名を連ねた。
この提言書では、他人に感染をさせないことを主目的とした入院や宿泊療養、濃厚接触者の把握などは「実態としてすでに必要最小限のものではなくなっている」と指摘。**感染症法に基づく強制力を伴った措置の対象から**

COVID-19 を外すことを国として速やかに宣言するよう求めた。

季節性インフルエンザ等と同じ「5 類」への移行を明言したわけではないが、一連の措置を前提とした「新型インフルエンザ等感染症」からの変更を事実上求めたと理解できる。

そうした国の宣言により「**医療を必要とする人々を幅広い医療機関で適切に診療できる体制の構築と安定にも寄与する**」と、従来の「隔離」政策からの転換のメリットも強調した。

ただ、筆者の取材に応じた武藤教授は「今回は類型に関して提言する趣旨ではない」とも強調。

「5 類に移行したとしても、繰り返される流行中で必要な人に医療を提供するには、行政による入院調整の機能は必要だろう。院内感染から医事紛争に発展することを恐れて診療を渋る病院のために、免責規定の整備など、医療現場に配慮した環境整備を検討する必要がある」と話し、さらなる議論が必要との見解も示した。

「行動規範を押し付けるべきではない」過剰対策とりやめも提言

尾身氏らの提言書は「他者にうつさせない行動」を規範として維持するよう人々に求め、状況によって接触機会を減少する対策が必要になるとも指摘している。

この点について、武藤教授は「専門家は規範を押し付けるのではなく、必要な健康習慣を提案してほしい」と問題視。一方、政府に対しては「人々が主体的に取り組めるように支援し、残っている過度な慣行があれば、とりやめるべきと明確に宣言すべきだ」と語った。

最近では、政府が、遺体を包む「納体袋」の使用を不要とする指針改正を発表したが、尾身氏らの提言書はこうした過剰対策の是正について触れていなかった。

尾身氏らの提言書については、産経新聞や東京新聞が 12 日朝刊一面で報じたほか、読売、朝日の各紙などが報じた。NHK もウェブ版で詳報していたが、いずれでも、武藤教授らの提言書について触れたものは確認できなかった。

COVID-19 の法的位置付け変更については、厚生科学審議会感染症部会で議論が続けられ、近く方針を決定するとみられている。

もう一つの専門家有志提言書に名を連ねた研究者

武藤香織　東京大学医科学研究所教授（保健学）＊
磯部哲　慶應義塾大学大学院法務研究科教授（医事法）＊＊
井上悠輔　東京大学医科学研究所准教授（公衆衛生学）
大北全俊　東北大学大学院医学系研究科准教授（哲学・倫理学）
児玉聡　京都大学大学院文学研究科准教授（生命・医療倫理学）
田代志門　東北大学大学院文学研究科准教授（医療社会学）
田中幹人　早稲田大学政治経済学術院教授（科学社会学）＊
奈良由美子　放送大学教授（リスクコミュニケーション論）＊＊
横野恵　早稲田大学准教授（医事法）
（敬称略）専門領域の記載は筆者調べ。＊印は厚労省アドバイザリーボードのメンバー。＊＊印は政府の新型コロナ対策関連の分科会委員

********** 以上 **********